

業務管理体制の整備について

1 業務管理体制の届出先（監督機関）

令和3年4月より、法改正により郡山市へ届出を行う対象事業所が変更となり、(2)の区分が追加になりました。

要件	届出先（監督機関）
(1) 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行い、指定事業所が全て郡山市内に所在する事業者	事業所所在市町村（郡山市）
(2) 指定事業所が全て郡山市内に所在する事業者	事業所所在中核市（郡山市）
(3) 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省本省又は地方厚生局
(4) 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県
(5) 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市
(6) 上記(1)～(5)以外	福島県

2 業務管理体制の整備の内容

事業所の数		
20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の専任	法令遵守責任者の専任	法令遵守責任者の専任
—	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備
—	—	業務執行の状況の監査を定期的実施

3 届出書類

様式	提出が必要な事由
(1) 業務管理体制届出書 (第7号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ○初めて事業所を開設し、1の要件に当てはまったとき ○事業所の開設又は廃止により、1の届出先（監督機関）が変更になったとき（注1）
(2) 変更届 (第8号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ○2の業務管理体制整備内容に変更が生じたとき ○次の内容のいずれかに変更が生じたとき（事業所数20未満） <ul style="list-style-type: none"> ・法人種別及び名称 ・主たる事務所の所在地、電話及びFAX番号 ・代表者の氏名及び生年月日 ・代表者の住所及び職名 ・事業所又は施設の名称及び所在地 (事業所の開設（追加）、廃止を含む) ・法令遵守責任者の氏名及び生年月日

（注）届出先（監督機関）が変更になったときは、法改正に伴う場合を除き、変更前の行政機関と変更後の行政機関両方に提出する必要があります。

4 届出提出先・問合せ先

(1) 郡山市保健福祉部介護保険課管理係

TEL : 024-924-3021 FAX : 024-934-8971

E-mail : kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp

(2) 届出システムにより届け出る場合

業務管理体制の整備に関する届け出システム

<https://www.laicomea.org/laicomea/>